

乙川ローラースポーツ場を占有して利用する場合の手続きについて

行為許可の申請が必要です。※事前にスポーツ振興課にてご相談ください。

岡崎市体育館にて申請を行います。

※利用希望日時、占有理由、占有面積等の詳細がわかる資料をお持ちください。

許可するに当たり内容確認をいたしますので2週間程度かかります。

#### 【使用料】

占有して利用する場合は使用料（20円／1㎡）が発生しますが、次の利用者は全額免除もしくは1/2免除（10円／1㎡）となります。

『全額免除の対象』

公共的団体等が営利を目的としないスポーツをするとき

『1/2免除の対象』

スポーツ教室

#### 【営利の基準】

会員から徴収している会費・月謝等（講習費、物品購入費等名目は問わない。）が1人月額換算で3,000円を超える団体

スポーツ振興課 スポーツ施設係（0564-23-6531）